

## 習志野市 WEB 版ハザードマップよくある質問

### Q. WEB 版ハザードマップについて（何が変わったのか）

A. 指定した場所を中心に地図上で災害種別の切り替えができ、複数の災害リスクの把握が可能になったほか、住所検索により目的地付近の詳細な情報の確認ができるようになりました。印刷時も自由な縮尺、範囲で印刷が可能になり、利用者専用のハザードマップの作成が可能です。

### Q. 紙での配布について

A. 紙での配布は予定しておりません。印刷機能がありますので、お手数おかけしますがご自身で印刷をお願いいたします。

### Q. 各マップ被害想定を作成元について

A. 津波、洪水、高潮のマップは千葉県が公表しているデータを反映しております。この想定は「津波防災地域づくりに関する法律」及び「水防法」に基づき、想定し得る最大規模の津波や降雨、台風を前提としており、その発生確率は千年に一度程度とされております。

土砂災害のマップは千葉県が指定した土砂災害（特別）警戒区域を

掲載しております。

地震分布、液状化、雨水出水（内水）の被害想定は市で作成しています。地震分布、液状化は平成24年度に行った「習志野市防災アセスメント調査」に基づき、習志野市直下の地震（M7.3）が発生した場合の被害想定となります。また、雨水出水（内水）は、昭和50年10月5日に千葉測候所で観測された過去最大降雨（1時間当たり71.0mm）を基に浸水想定と過去の浸水被害箇所を重ね合わせて作成したものです。

**Q. 同じ町内でも被害想定が違うのはなぜか**

A. 50mメッシュに区切り被害を予測しているため、隣地でも50mメッシュによって、被害想定が異なる場合があります。

**Q. 色がついていない場所は安全ですか**

A. 想定していた以上の被害が発生しないとは限らないため、色がついていない場所においても被害が発生する可能性があります。

今後、被害想定が変更される可能性もあるため、その都度ハザードマップの更新を行う予定です。

**Q. 液状化危険度は極めて低いとなっている場所は液状化しないのか**

A. 地盤データ等を基に危険度予測をしておりますが、必ず液状化しないとは限りません。

**Q. 地震が起きると必ず液状化するのか**

A. このマップはあくまで液状化の可能性の傾向を示したもので、液状化の危険が高い地域で必ずしも液状化するというものではありません。

**Q. 一度液状化した場所で何度も液状化は起こるのか**

A. 過去の大きな地震では同じ場所で何度も液状化しているという事例も見られますので、一度起こると二度起きないとは言えません。

**Q. 水位周知河川とはなにか**

A. 洪水により相当な被害を生ずるおそれがあるものとして、水防法第13条の規定に基づき、県が指定した河川であり、県では26河川を水位周知河川として指定しています。(海老川等)

※本市の河川(菊田川、谷津川、高瀬川)は水位周知河川ではありません。

**Q. 浸水継続時間とは**

A. ある地点においては氾濫水が到達した後、屋外への避難が困難となり孤立する可能性のある浸水深0.5メートルに達してから、その水深を下回るまでにかかる時間を示したものです。浸水継続時間が長い地域ではライフラインが絶たれることにより避難生活が困難となるおそれがあることから、立ち退き避難の要否の判断に有用な情報となります。

〈不動産関係の方へ〉

**Q. 水防法に基づくハザードマップについて**

A. 高潮及び洪水のハザードマップが水防法に基づくハザードマップになります。

**Q. ハザードマップはどこで入手できるのか**

A. 原則として、ホームページから閲覧や入手していただきたいと考えております。

**Q. 浸水想定区域内に建築（開発）する場合に規制などはあるのか**

A. 浸水想定区域に係る規制はありませんが、習志野市において施工される開発行為及び一定規模以上の建築行為については、習志野市開発事業指導要綱に基づく手続きをお願いしております。

**Q. 土砂災害（特別）警戒区域内はどのような制限がかかるか**

A. 土砂災害警戒区域内（イエローゾーン）について開発行為に規制はありませんが、土地の取引の際に宅地建物取引業法第35条の重要事項説明を行う義務が生じます。また、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）については、建築物の構造規制があるほか、特定開発行為は千葉県知事の許可が必要になります。特定開発行為については千葉県（千葉土木事務所）にお問合せください。

**Q. 土砂災害（特別）警戒区域内に建物が入っているかの判断について**

A. ハザードマップに掲載されている情報で判断ができない場合や、区域内にあるかなどについては千葉県（千葉土木事務所）にお問合せください。